

宮崎市新庁舎建設における民間施設の成立可能性について  
サウンディング型市場調査（事前可能性調査）実施要領



令和5年4月

宮崎市総務部新庁舎整備課

## 1. 調査の目的

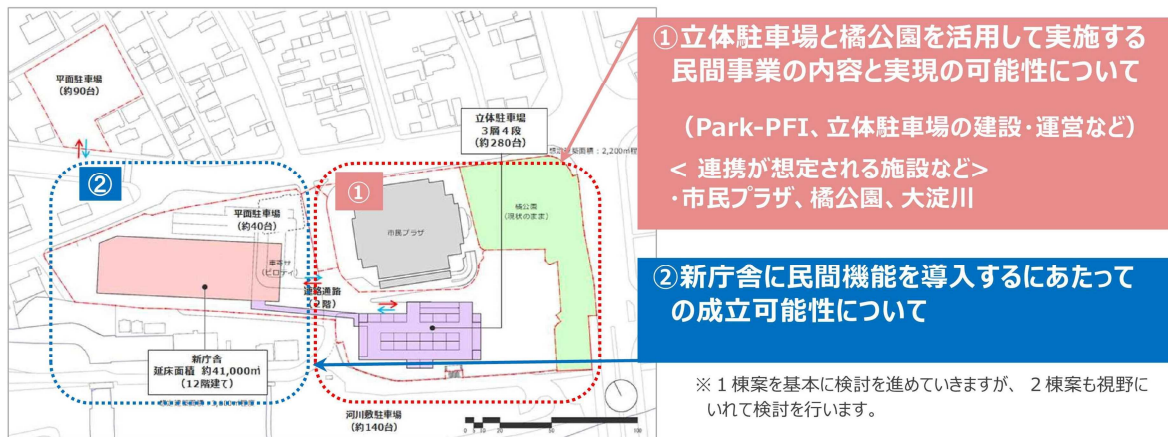
本市では、新庁舎を整備するにあたり、民間事業者の皆様との「対話」を通じて、民間施設の成立可能性や事業手法について、実現可能な活用アイデアを広くお聞きする「サウンディング型市場調査（事前可能性調査）」を実施し、今後の検討の参考としたいと考えています。

※「サウンディング型市場調査（事前可能性調査）」とは、民間事業者がもつ経営ノウハウやアイデアを活用した公民連携の可能性を調査するものです。

## 2. 調査の概要

(1) 本調査における項目は、以下に掲げるものとします。

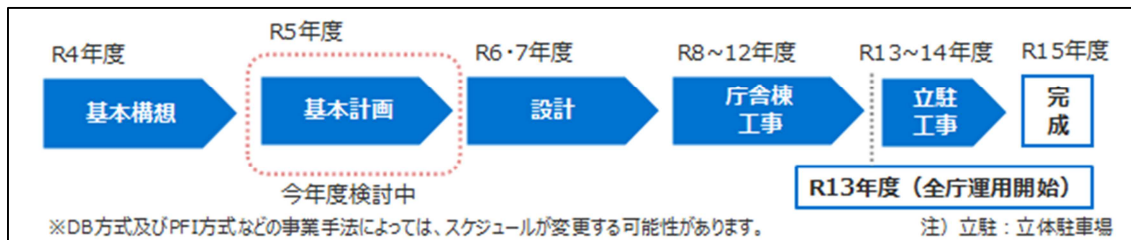
- ①立体駐車場と橋公園を活用して実施する民間事業の内容と実現の可能性について（Park-PFI、立体駐車場の建設・運営など）
- ②新庁舎に民間機能を導入するにあたっての成立可能性について



- ア. 収益性の高い庁舎とするにあたって導入可能な機能とサービス対象
- イ. 民間施設を成立させるために、事業手法として望ましい手法。（定期借地、定期借家、区分所有、その他）
- ウ. 事業の運営期間の想定。
- エ. 事業での活用する面積規模や収支見込。（採算性）
- オ. 立体駐車場の建設・運営における民間活力導入。（民設民営、公設民営など）
- カ. 庁舎と市民プラザ、大淀川をいかした市民に親しまれる新たな空間の創出の可能性、周辺との連携などを含んだ発展性。

※調査項目については、別紙1「サウンディング型市場調査（事前可能性調査）【案件概要】4. 調査（個別対話）情報（5）民間事業者に対する質問事項」をご覧ください。

(2) 本案件の進捗レベルは、基本計画策定段階に該当します。



### 3. 調査スケジュール

時 期	項 目
令和5年4月13日(木)	実施要領の公表
令和5年4月17日(月)～ 令和5年5月17日(水)午後5時まで	調査(個別対話)への参加受付
令和5年4月17日(月)～ 令和5年4月21日(金)午後5時まで	質疑受付期間
令和5年4月28日(金)まで	質疑回答日
令和5年5月19日(金)まで	調査(個別対話)への参加受付に対する 回答 (調査(個別対話)の実施日等の連絡)
令和5年5月22日(月)～ 令和5年6月2日(金)	調査(個別対話)の実施  ※参加企業が多い場合は、6月9日(金) まで調査(個別対話)を実施する可能性も あります。 ※都合の良い日時で1時間程度の対話の 時間を設ける予定。
令和5年6月末頃	調査結果概要の公表

### 4. 調査(個別対話)の概要

#### (1) 調査(個別対話)の申込方法

参加を希望される事業者は、様式1「サウンディング型市場調査参加申込書」を記入の上、5月17日(水)までにメール又はFAXにてご提出ください。

①受付期間：令和5年4月17日(月)～5月17日(水) 午後5時まで  
(必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。)

②質疑期間：質疑がある方は、様式2「質問書」を記入の上、4月21日(金)の午後5時までにメール又はFAXにてご提出ください。  
(必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。)

回答は、4月28日(金)までに本市ホームページに掲載します。個別回答はいたしません。

- ③調査（個別対話）実施期間：令和5年5月22日（月）～6月2日（金）  
（※都合の良い日時で1時間程度）
- ④場所：宮崎市役所（会議室）又は Web 会議システムを使用
- ⑤対象者：土地・建物の活用の実施主体となる意向を有する法人または法人のグループ（個人での申込みはできません）
- ⑥申し込み先：宮崎市総務部新庁舎整備課  
FAX 0985-20-5025  
E-mail shinchosha@city.miyazaki.miyazaki.jp

## 5. 調査（個別対話）の実施方法

- (1) 別紙1「サウンディング型市場調査（事前可能性調査）【案件概要】4. 調査（個別対話）情報（5）民間事業者に対する質問事項」を基に、ご提案・ご意見を聞かせください。  
なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。
- (2) 提案説明のための資料提出は求めません。（必要な場合は持参いただいても結構です。）
- (3) 調査（個別対話）は、事業者からご提案等をご説明いただき、それを踏まえて、市側からご確認やご質問などをさせていただきながら、意見交換をさせていただきます。  
市からの質問に対し、お答えいただけない項目や内容があっても構いません。  
なお、提案いただく内容によっては、進行方法を変更する場合があります。

## 6. 調査結果概要の公表

- 調査結果の概要については、後日ホームページ等で公表します。  
公表内容については、事前に参加事業者の皆様のご意向を確認をしたうえで、参加事業者の名称、知的財産にかかる内容などについては公表しないこととします。  
知的財産にかかる内容など公表を控える部分については、対話時にお伝えください。

## 7. 留意事項

- (1) 参加及び対話内容の扱い
- ・調査（個別対話）内容は、双方の発言とも、あくまで調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
  - ・調査（個別対話）をもとに事業化の可能性について検討を行います。仮に事業化した場合にも、ご提案いただいた事業者と必ずしも契約を行うものではありません。
- (2) 追加調査（対話）への協力
- ・必要に応じて、追加調査（対話）や文書照会、アンケート等を行うことがありますので、可能な限りご協力をお願いします。
- (3) 調査（個別対話）に関する費用
- ・調査（個別対話）への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (4) 参加除外条件
- ・次のいずれかに該当する場合は、調査（個別対話）の対象者として認めないこととします。

- ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者である場合。
- ②法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる場合。
- ③法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号」に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる場合。

#### 8. 参加申込・その他連絡先

連絡先 宮崎市総務部新庁舎整備課（担当：西、横山）  
所在地 〒880-8505 宮崎市橋通西 1 丁目 1 番 1 号  
電話/FAX 0985-40-1264/0985-20-5025  
E-mail shinchosha@city.miyazaki.miyazaki.jp